

写

健 発 第 0703003 号
平 成 18 年 7 月 3 日

都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省健康局長

ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針の施行等について

ヒト幹細胞を用いる臨床研究(以下「ヒト幹細胞臨床研究」という。)は、臓器機能再生等を通じて、国民の健康の維持並びに疾病の予防、診断及び治療に重要な役割を果たすものである。

こうした役割にかんがみ、ヒト幹細胞臨床研究が社会の理解を得て、適正に実施・推進されるよう、個人の尊厳と人権を尊重し、かつ、科学的知見に基づいた有効性及び安全性を確保するために、ヒト幹細胞臨床研究にかかわるすべての者が遵守すべき事項を定めることを目的とし、厚生労働省として、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(平成18年厚生労働省告示第425号)」(以下「指針告示」という。)を平成18年7月3日付けで告示し、同年9月1日から施行することとした。

また、指針告示の適切な運用に資するため、別添のとおり細則を定めたので、これらについて、貴機関内又は貴団体管内においてヒト幹細胞臨床研究に携わる者への周知徹底及び遵守の要請につき配慮をお願いする。

(注)別添については、指針告示と細則との関係をわかりやすく示すため、指針告示の該当部分に細則を挿入する形式としている。

なお、下記のとおり指針運用窓口を設けることとしたので、活用願いたい。

記

- 指針運用窓口の設置について
指針運用上の疑義照会等がある場合には、以下の連絡先において受け付ける。

厚生労働省健康局疾病対策課

住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電 話：03-5233-1111（内線 2362, 2359）

F A X：03-3593-6223

E-mail：hitokan@mhlw.go.jp（平成19年3月末日まで）

※ 指針運用上の疑義照会等については、FAX又はE-mail等を利用し、原則文書をもって提出して頂くようお願いする。